



女性を“個人”へ

奥谷 禮子

ザ・アール
取締役社長

先ごろ、現役を引退したリー・クアンユー元シンガポール首相が、大震災と絡めて、日本の最大の危機は人口減少にあると力説していた。確かにそうだが、忘れてはならないのは、高齢者と女性の労働力である。知識社会になれば、ITを使えば高齢者も現役の労働者となる。現在65歳以上の高齢者がざっと2,700万人いる。そのうち3割の人が働いても810万人の労働力が生まれる。

そして、専業主婦は約1,200万人いる。その3割の専業主婦が、夫や家庭の“くびき”から離れて、個人として自立するだけで360万人の人材が生まれる。

最大の問題は、配偶者(妻)の収入が少ない方が割が良いシステムである。通常は働きに出て所得が生じれば、所得税、住民税、健康保険料、年金保険料など、さまざまな支払いの義務が生じる。ところが、給与所得だけの場合は、年間の収入が100万円以下なら、住民税の負担はなく(自治体によって相違がある)、年間の収入が103万円以下であれば、所得税もかからない。サラリーマン等の夫の配偶者(妻・第3号被保険者)は、夫の健康保険や年金に加入するので、社会保険料を自分で支払う必要はないが、年間収入が130万円以上になると、社会保険の扶養家族(第3号被保険者)でなくなるので、社会保険料を自分で支払う必要が出てくる。

103万円という数字は、103万円(年収) - 65万円(給与所得控除) - 38万円(基礎控除) = 0円(所得課税金額)ということである。また、妻の年間収入が103万円以下であれば、夫は38万円の配偶者控除を受けられる。

夫の合計所得金額が1,000万円以下で、妻の年間収入が103万円を超えて141万円未満であれば、配偶者特別控除(注1)の対象となる。その控除額は最低3万円から38万円である。

夫からの控除額を段階的に減らし、税制や社会保障制度を女性が意欲的に働けるものに転換すべきである。そうなれば税収も増加して、24時間保育もできるようになるのではないだろうか。消費税アップの論議も、これで吹き飛んでしまうかもしれない？

(注1) 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできない。